

深川市農業委員会総会議事録
(第 9 回)

平成30年12月26日

開会 15時28分

閉会 16時11分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	藤原政行	○	
2	山田正信	○	
3	渡辺博徳	○	
4	小倉孝一	○	
5	五十川弘之	○	
6	荒井政明	○	
7	鈴木陽志	○	
8	清水正勝	○	
9	野中和弘	○	
10	金谷道宏	○	
11	青木実	○	
12	山川功	○	
13	星野サチ子	○	
14	清水義博	○	
15	坂谷内智之	○	
16	安村一稔	○	
17	岡田徹	○	
18	伊藤裕美	○	
19	中川幸生	○	
20	赤澤晃光	○	
21	池田斉	○	
22	大川広志	○	
23	塩尻総徳	○	
24	安藤順三	○	
25	野上晃	○	
26	菊入等	○	
27	曾我部透	○	

第9回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 1 開催日時 | 平成30年12月26日(水) 15時28分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 藤原 政行委員 外26名 |
| 4 説明員 | 矢櫃局長・古村主幹・畑山主査・河崎主任・田所主事・大西調査員 |
| 5 書記 | 大西調査員 |

矢櫃局長

開会宣言(15時28分)

定刻前ではありますが委員が全員揃いましたので只今から平成30年度第9回深川市農業委員会総会を開催いたします。それでは会長よりご挨拶をいただきまして議事に入らせていただきます。

菊入会長

皆様ご苦労様でございます。本年、平成30年は土地利用型農業、特に稲作を中心とする深川市の農業にとっては非常に作況も経営も厳しい結果となった状況でございます。そう言いながらも遅い遅いと言われてきました雪もすっかり根雪になりまして季節は冬を迎えております。皆様も来年の営農に向かって準備は始まっているようでありますし、また春がやってきますのですぐ作業が始まってくるのかと思っております。来年は良い結果になればと思います。農業委員会も様々な情勢の変化や諸問題がある中で深川市農業のために多くの課題に取り組みを進めて行かなければならないと思います。これからは委員そして職員一丸となって業務を進めて行きたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。それでは平成30年度第9回農業委員会の議事に入ります。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。
9番野中委員、10番金谷委員を指名します。

菊入会長

日程第2、諸般報告の(1)農業行政報告はありませんので、(2)農業委員会業務報告を局長より報告します。

矢櫃局長

それでは私から11月26日の総会以降、本日の総会前までの主な業務についてご報告申し上げます。

11月26日、第8回深川市農業委員会総会をこの場で開催しております。同日、深川市農業者年金受給者の会役員会がプラザ深川で開催され私が事務局として出席しております。28日、衆議院議員会館におきまして会長が空知農業委員会連合会の会長として空知管内選出国議員に対する要請活動を行ない、私もその事務局として随行しております。翌29日、引き続き東京におきまして全国農業会議所主催の全国農業委員会会長代表者集会在、また30日には全国農業者年金連絡協議会主催の農業者年金加入推進セミナーが同じく東京で開催され、会長、会長職務代理者ほか4名の委員と事務局1名が出席しております。

12月に入りまして、5日から14日までの日程で第4回市議会定例会が開催され会長が出席しております。10日、会長、会長職務代理者、各特別委員長打合せ会議を開催し、その後、農地特別委員会、農民特別委員会をそれぞれ開催したところです。14日、深川市農業賞基金運営委員会の委員である会長が、その委員会の会計を監査したところでございます。18日、深川市農業対策協議会幹事会がきたそらち農協営農センターにて開催され私が幹事として出席しており、終了後は同会場におきまして秋の味覚市&こめっち新米フェスタ第6回実行委員会も開催され引き続き私が出席しております。20日、北海道農業会議第9回常設審議委員会が札幌市にて開催され会長が委員として出席しております。2

	<p>1日、会長と私が当農業委員会における業務につきまして空知総合振興局産業振興部農務課と協議等を行なったところです。25日、深川未来ファーム事業運営支援協議会支援プロジェクトチーム会議が市農業センターで開催され、私が当プロジェクトチームの支援推進員として出席したところです。26日本日、総会前に農政・農地合同特別委員会を開催しております。</p> <p>以上、農業委員会の主な業務についてご説明申し上げまして業務報告とさせていただきます。</p>
菊入会長	次に、日程第3、委員会報告に入ります。
伊藤委員長	はじめに（1）農政特別委員会開催結果報告を伊藤委員長より報告願います。
菊入会長	（資料に基づき説明） ここで総会を暫時休憩し、農業委員協議会に入ります。
	（協議会 15時37分から15時41分まで）
菊入会長	総会を再開します。報告が終わりましたが質疑等はありませんか。
菊入会長	（「なし」という声あり）
菊入会長	それでは質疑なし、ということですので、農政特別委員会開催結果報告を承認します。
小倉委員長	続いて、（2）農地特別委員会開催結果報告を小倉委員長より報告願います。
菊入会長	（資料に基づき説明） 報告が終わりましたが質疑等はありませんか。
菊入会長	（「なし」という声あり）
菊入会長	それでは質疑なし、ということですので農地特別委員会開催結果報告を承認します。
池田委員長	続いて、（3）農民特別委員会開催結果報告を池田委員長より報告願います。
菊入会長	（資料に基づき説明） 報告が終わりましたが質疑等はありませんか。
菊入会長	（「なし」という声あり）
菊入会長	それでは質疑なし、ということですので農民特別委員会開催結果報告を承認します。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。
田所主事	はじめに、報告第1号調整委員の指名について、事務局から説明願います。 農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により記載のとおり調整委員を指名しましたので報告いたします。 今月は23件で、番号1番から7番までが賃貸借に係るあっせん申し出で、番号8番から23番までが売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は番号1番から20番までが平成30年12月3日、番号21番から23番までが平成30年12月10日です。 あっせん申出者、土地の所在などその他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが質疑等はありませんか。
菊入会長	（「なし」という声あり）
菊入会長	それでは質疑等なし、ということですので報告第1号を報告のとおり承認します。
田所主事	続いて、報告第2号現況証明書の交付について、事務局から説明願います。 記載の方より現況証明書の交付願いがあり確認のうえ交付をしましたので報告いたします。 今月は3件で、土地の所在、申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は全

	<p>件地目変更のためです。</p> <p>番号1番は平成5年6月25日付で、また番号3番は平成17年9月28日付で、いずれも農地法第5条の転用許可を受けており農業委員会内規2-(1)-アの法5条の許可があり転用目的等が完了している場合に基づき会長専決により番号1番、3番ともに宅地として交付しております。番号2番は平成28年度の農地利用状況調査において年月日不詳より非農地と確認した土地で農業委員会内規2-(1)-カの農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合により山林及び雑種地として交付しております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということですので報告第2号を報告のとおり承認します。</p>
菊入会長	<p>日程第5、議案に入ります。</p>
田所主事	<p>はじめに、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局から説明願います。</p> <p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので審議をお願いいたします。</p> <p>今月は10件です。番号1番から4番までは借主経営合理化のための解約、番号5番と6番は借主経営縮小のための解約、番号7番から10番までは貸主が貸付地を北海道農業公社に売り渡す前提での解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については番号1番から6番までが平成30年12月3日、番号7番から10番までが平成30年12月10日です。</p> <p>解約する土地の所在などその他詳細につきましては記載のとおりとなっております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第1号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
畑山主査	<p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので許可の適否について審議をお願いいたします。</p> <p>今月は1件で、申請地及び申請人氏名、理由、借受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は後継者に経営移譲するため使用貸借するもので期間は11年間です。</p> <p>この申請につきまして地元の委員さんの意見をお伺いしておりますが周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第2号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
河崎主任	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転に係るあっせん申し出</p>

菊入会長	<p>があったもののうち、同法第16条第1項による中間管理機構への買入協議が必要と認められたものにつき深川市長に要請するため審議をお願いします。</p> <p>今月は3件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入れが不可能なためです。この3件につきましては来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入れる予定となっています。買入れ協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等については記載のとおりとなっています。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>（「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第3号は原案のとおり決定します。</p> <p>ここで議長を一旦、岡田会長職務代理者と交代いたします。</p>
岡田会長職務代理者	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第4号農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
田所主事	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により記載の方に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため審議をお願いいたします。</p>
	<p>今月は68件で、番号1番から22番までが売買の案件、番号23番以降が賃貸借の案件です。番号1番は出し手が高齢により経営を移譲するため経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応はL資金です。番号2番と3番は出し手が老齢により経営を縮小するため経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応はどちらもL資金です。番号4番は出し手の経営合理化のため経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応はL資金です。番号5番は貸付地をそのまま受け手に売買するもので資金対応は自己資金です。番号6番から8番までは出し手が老齢により経営を縮小するため経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応は6番が自己資金、7番と8番がL資金です。番号9番は貸付地をそのまま受け手に売買するもので資金対応は自己資金です。番号10番から14番までは出し手が老齢により経営を縮小するため経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応は全て自己資金です。番号15番は合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応は自己資金です。番号16番から18番までは出し手が老齢により経営を移譲するため経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応は全て自己資金です。番号19番は農地売買等支援事業の早期売渡で受け手は借入地取得により経営安定を図るもので資金対応はL資金です。番号20番から22番までは農地売買等支援事業による買入で、20番と21番は合意解約により返還された農地を処分するため、また22番は出し手が老齢により経営を縮小するためです。これらはすべて先月の総会において買入協議の要請をしたものです。</p> <p>番号23番以降は賃貸借の案件です。番号23番は出し手が老齢により経営を縮小するため経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので期間は10年間です。番号24番から26番までは合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので期間は全て10年間です。番号27番から29番までは出し手が老齢により経営を縮小するため経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので期間は全て5年間です。番号30番から32番までは合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので期間は全て10年間です。番号33番から68番までは全て再設定の案件です。このうち66番は再設定とあわせて出し手の残地の貸し付けも行うものです。これら再設定の賃貸借期間などについては議案に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上、利用権を設定する農用地及び内容などその他詳細につきましては記載のとおりと</p>

岡田会長職務代理者	<p>なっており、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号16番から18番までで池田委員、34番で菊入会長、50番で清水義博委員、54番で荒井委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
岡田会長職務代理者	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
岡田会長職務代理者	<p>それでは異議なし、ということで議案第4号は原案のとおり決定します。議案第4号が終了しましたので議長を菊入会長に交代します。</p>
菊入会長	<p>続いて、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)への意見について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
河崎主任	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により深川市から意見を求められた農用地利用配分計画(案)について適当であるとの意見を付して提出するため審議をお願いします。</p> <p>今月は2件あります。平成30年11月総会の議案第4号におきまして農用地利用集積計画を決定し農地所有者から北海道農業公社へ賃貸借の設定を定めた案件で、受け手については経営の安定を図るものです。なお、適当であるとの意見を付して提出する配分計画(案)については今後北海道農業公社及び北海道の手続きを経まして平成31年2月12日を賃貸借の開始日として公告決定となる予定です。権利を設定する農用地の内容、氏名、経営面積等は記載のとおりとなっております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたがここで本議案中の番号1番で池田委員の議事参与を制限します。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第5号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
古村主幹	<p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転の申請書提出がありましたので意見を添え送付のため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。</p> <p>本件の申請地は農振農用地区域外であり譲受人が駐車場を建設するもので、譲渡人がこれに賛同したものです。これは運用通知により水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路沿道区域で、かつおおむね500m以内に二つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する3種農地に該当し許可相当と認められるものです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第6号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第7号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、を</p>

古村主幹	<p>議題とします。事務局から説明願います。</p> <p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための事業計画変更の申請書提出がありましたので意見を添え送付のため審議をお願いいたします。</p> <p>この案件の許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。</p> <p>申請人は平成28年11月の許可後住宅建設を進めておりましたが酒配偶者の体調が優れず、その後、平成29年4月から入院し建築ができなく現在に至っており、そのため、当該地の有効な利用を再考していたとき近傍の葬儀事業者から駐車場として利用したい旨の申出があり、転用目的を変更し申請人が駐車場として整備するものです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>ここで総会を暫時休憩し、農業委員協議会に入ります。</p> <p>(協議会 16時02分から16時09分まで)</p>
菊入会長	<p>総会を再開します。議案第7号について説明が終わりましたが質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第7号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第8号農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
大西調査員	<p>記載の方より農地法第6条第1項による農地所有適格法人の定期報告がありましたので農地所有適格法人としての適否について審議をお願いします。</p> <p>今回報告のありました法人数は2件で法人名、所在地は記載のとおりです。この法人について定期報告書及び添付書類について確認したところ農地所有適格法人としての組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全ての要件を満たしていると認められるものであります。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第5号は原案のとおり決定します。</p> <p>以上で議事はすべて終わりましたので平成30年度第9回深川市農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 16時11分)</p>